

「障がい者就労支援センターかがやき」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービス(就労継続支援B型事業)を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付または訓練等給付の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者	6
2. 利用事業所	6
3. サービスに係る施設・設備等の概要	7
4. 従業員の配置状況	8
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	9
6. 利用者が就労継続支援B型サービスを利用されなかった場合の対応について	12
7. 緊急時の対応方法	12
8. 非常災害時の対応	12
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について	13
10. 身体拘束のゼロへの取り組みと虐待防止について	13
11. 苦情の受付について	14
12. サービス利用説明書	15

社会福祉法人 共生会
障がい者就労支援センターかがやき
当事業所は徳島県の指定を受けています。
(徳島県指定 第3611609011号)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 共生会
所 在 地	徳島県阿波市市場町香美字西原245番
電 話 番 号	0883-36-6660
代 表 者 氏 名	理事長 原 照 代
法人の設立年月	平成9年3月4日

2. 利用事業所

事業所の種類	就労継続支援B型事業 平成22年4月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	障がい者就労支援センター かがやき (徳島県指定 第3611609011号)
事業所の所在地と 連絡先	徳島県阿波市市場町香美字渡10番地1
	電 話:0883-36-7100 ファックス:0883-36-7071
管 理 者	原 照 代
サービス管理責任者	前 田 裕 子
事業所の 目的及び運営方針	<p>利用者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。そして、関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめの細かな就労継続支援(B型)のサービス提供をします。</p> <p>事業所は、利用者の人権の擁護、虐待及び身体拘束防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</p>
サービスの実施地域	阿波市、吉野川市、隣接市町村、通常の実施地域以外の利用希望者の地域
主たる対象者	特になし
定 員	40人
事業所の開設年月日	平成13年4月1日

3. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 事業所設備の概要

事業所設備の種類	部屋数	備考
作業場	作業棟 1	作業棟1(車椅子昇降機設置) ・商品生産販売管理・ギフト出荷準備作業 ・軽作業
	作業棟 2	作業棟2 ・農耕納品準備作業 ・農機具保管
	作業場 1	菓子・食品加工室
	作業場 2	野菜乾燥室
	食彩工房	食彩工房 ・弁当・惣菜加工室 ・焼菓子製造室 ・煎餅製造室・包装室 ・地域交流室
	きららカフェ	食堂兼用 ・菓子製造室 ・弁当・惣菜加工室 ・地域交流スペース
集会室(食堂)	1室	テーブル、椅子
相談室	1室	
洗面所	4箇所	手すり
トイレ	4箇所	多機能トイレ、車椅子用トイレ 男性用トイレ、女性用トイレ
更衣室	2室	男性用、女性用

* 当事業所では、上記の設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害福祉サービス(就労継続支援B型事業)のサービス提供に設置が義務づけられている設備です。これらの利用については、利用者にご負担いただく費用はありません。

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ① 喫煙に関してはマナーを守り、定められた場所、定められて時間を必ず守ってください。
- ② 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。紛失された場合はなどの一切の責任は負いかねます。
- ③ 利用者の思考・信仰は自由ですが、他の利用者に対して布教活動は行わないでください。
- ④ 事業所を都合により休まれる場合は、事前に事業所にご連絡下さい、ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

- ⑤ 故意又は過失によって事業所の設備並びに備品等に損害を与えたり、無断で設備・備品等の形状を変更したり、許可なく持ち出したり紛失した場合は、その損害を利用者・身元引受人及び保証人の弁済能力に応じて弁償していただきます。
- ⑥ 事業所利用中に、他の利用者に重大な危害を及ぼすような問題行動、サービス利用料延滞により施設支援が困難と見受けられる際には、協議の上、退所勧告を行います。

4. 従事者の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する者として、下記の職種の従業者を配置しています。

<主な従業者の配置状況>

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算 (※)
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1名		1名			1名
サービス管理責任者	1名	1名				1名
職業指導員	4名	2名		2名		3名
生活支援員・生活相談支援員	6名	5名		2名		5名
目標工賃達成指導員	1名	1名				1名

※常勤換算とは：

従業者それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤従業者の所定勤務時間数(例:週 40 時間)で除した数です。

例えば・・・1 日 4 時間、週 5 日勤務の従業者(1 週間で 20 時間勤務)が 5 名いる場合、常勤換算では、2.5 名(4 時間×5 日×5 名÷40 時間=2.5 名)となります。

※職員数については、稼働率に応じて変動することがあります。

<その他、専門的な支援等に係る従業者の配置状況>

職 種	内 容
職業指導員、生活支援員等の直接サービス提供に関わる職員	<ul style="list-style-type: none"> ① 当事業所では、工賃向上計画に基づく工賃引き上げ計画を策定し、工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員を配置しております。 ② 当事業所では「生活支援員」として常勤で配置している職員のうち、3人が社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士であり、専門的なサービス提供に努めております。 ③ 当事業所では、一定の現場経験年数を有する職員を配置する等、質の高いサービス提供に努めております。 ④ 当事業所では、上記のとおり指定基準上求められる職員の配置を上回る、職員体制(6:1)でより質の高いサービス提供に努めております。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体系
サービス管理責任者	① 早 A 6:00～15:00
職業指導員	② 早 B 6:30～14:30
生活支援員	③ 早 C 7:00～16:00
生活相談支援員	④ 早 F 8:00～17:00
目標工賃達成指導員	⑤ 日 1 8:30～17:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金(契約書第4条、第5条参照)

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ①障害福祉サービス費から給付されるサービス
- ②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔①以外のサービス〕

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

次頁に表示のサービスについては、食費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が障害福祉サービス費の給付対象となります。事業者が障害福祉サービス費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担または利用者負担額といいます)。

なお、障害福祉サービス費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払い[※]の場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。

ただし、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。

※償還払いについて

償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者に支払い、後に、支払額のうち9割が市町村から返還されるものです。))

〈サービス提供の内容〉

① 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。

生産活動	<p>生産活動の機会を提供します。</p> <p>① 農耕作業・出荷準備作業、乾燥野菜製造 ② 食品加工(惣菜・弁当)・菓子製造 ③ ギフトカタログ販売 ④ 受託作業 ⑤ 施設外作業 ⑥ 環境美化・メンテナンス</p> <p>〈工賃の支払い〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。</p>
実習及び求職活動等の支援	<p>公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携をとりながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。</p>
施設外支援(加算対象)	<p>常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。(詳細は料金説明をご参照願います)</p>
送迎について	<p>自主通勤ができない場合、希望により送迎を行います。</p>
健康管理	<p>(1)日常生活上必要なバイタルチェックや投薬、その他必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。但し、当事業所からの通院等支援は行わないため、利用者に体調不良が生じ通院が必要と判断された場合は、保証人または法定代理人に連絡し対応していただきます。</p> <p>[嘱託医師] ・医療機関名:西川内科クリニック ・診療科:内科 ・診察日:毎週金曜日(変更することあり)</p> <p>[協力医療機関1]阿波病院(内科・外科・整形外科・耳鼻科・眼科) [協力医療機関2]笠井病院(整形外科)</p> <p>(2)歯と口腔の健康づくりに係る基準 施設は、成人期から高齢期における歯周疾患対策など歯及び口腔の健康づくりに努めます。</p>

② 訓練等給付費対象外サービス内容

〈サービスの概要〉

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者指揮指導の下、担当職員が作成し、個別支援計画策定委員会で確認された後、利用者の同意をいただくものです。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付します。

〈サービス利用料金(1日あたり)及び利用者負担の減免について〉

別紙『利用料金表』に記載されたサービス利用料金から、介護給付費等の給付額（全体額の9割）を除いた金額（全体額の1割＝利用者負担）と食費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。

【就労継続支援(B型)事業】

1. 利用されるサービスと料金		円
(内訳)①サービス利用料		円
②専門的な支援に係る利用料(加算分)		円
2. うち、介護給付費等が給付される金額		円
3. うちサービス利用に係る自己負担額(1-2)		円
4. 食事に係る自己負担額	昼食:	円
5. ご負担額合計(1日あたり) (3+4)		円

*ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費といたします。

[サービス利用を取り消し(キャンセル)した場合の食費について](契約書第15条)

*利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。なお、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

食事キャンセル料(食費の実費相当額) 1日あたり	650円
--------------------------	------

〈利用者負担の減免について〉

○ [利用者負担上限額について]

1 ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて月額負担上限額が設定されておりますが、軽減等の負担軽減措置があります。

○ [高額障がい福祉サービス費について]

障がい者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障がい福祉サービス費が支給されます(償還払いの方法によります)。

○ [食費等実費負担の軽減について]

通所系サービスの利用にあたっては、利用者が低所得または一般世帯(市町村民税所得割16万円未満世帯)である場合、食材料費のみの負担となります。

(2) (1)以外のサービス

下記①～④のサービスについては、介護給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う1ヵ月前までにご説明します。

- ①特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ②介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用
- ③預かり金管理・・・別途預かり金管理契約を締結して頂き、これに従い管理を行います。
- ④その他

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(月途中での通所開始による利用料は、利用日数に基づいて計算します。)

- 金融機関口座からの自動引き落とし(休日の場合は翌日か翌々日)
ご利用できる金融機関:徳島銀行

6. 利用者が就労継続支援B型サービスを利用されなかった場合の対応について

通所により当事業所を利用されている利用者が、何らかの事情によりサービスの利用を取り消された場合等の対応は以下のとおりです。(契約書第14条参照)

サービス利用されなかった場合には、利用者及び家族の同意のもと、ご自宅等への訪問や電話等による相談・支援を行います。

①家庭等への訪問による相談・支援

常時サービスを利用されている利用者が、心身の状況の変化等により5日以上連続して利用されなかった場合、利用者の同意の下、その方のご自宅を訪問して、引き続きサービスをご利用いただくための支援や個別支援計画の見直し等を行います。

②電話等による相談・支援

急遽サービス利用を取り消された場合等、ご自宅等にお電話し、安否確認を含め必要な相談・支援を行います。

7. 緊急時の対応方法

利用者が怪我や病気等により緊急を要する場合、緊急連絡先となっている保護者又は主治医に速やかに連絡いたします。保護者や主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な処置を講じます。

8. 非常災害時の対応

○防災計画及び避難訓練等

非常災害に備え、消防、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防災管理者を置き、定期的に避難、防災、消防等必要な訓練を実施します。

○防災設備 非常警報装置、消火器

○災害時被災状況の公表及び安否確認

事業所は、被災状況について公的機関等を通じて公表するものといたします。利用者個人の安否については保証人または法定代理人等から直接施設へお問い合わせください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第8条第6項参照)

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 個別支援計画
 - (2) サービス提供の具体的な内容
 - (3) 利用者の障がいの状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
 - (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
 - (5) 利用者からの苦情の内容
 - (6) 事故の状況及び事故に際しての対応
- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
 - ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前10:00～午後4:00です。
(窓口は、それぞれ利用されている事業所となります。)

10. 身体拘束のゼロへの取り組みと虐待防止について(契約書第8条参照)

事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束及び行動を制限する行為を行いません。やむなく行う場合は、利用者及び利用者の家族等に対して説明を行い同意を得るものとします。また、虐待防止委員会を設置し、身体拘束についての改善計画を作成し随時見直しを行うものとします。また、事業所及び従業者は、サービス提供中に従業者若しくは家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報します。

(1) 当事業所における虐待防止の受付

当法人虐待防止対応規程、虐待防止委員会運用指針により、当事業所では虐待通報に適切に対応する体制を整えています。また、当事業所における虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーを設置し、虐待防止に努めます。

○虐待防止責任者

[氏名] 原 照代 [職名] 管理者

○虐待防止マネージャー

[氏名] 前田 裕子 [職名] 管理者補佐兼就労支援課長(サービス管理責任者)

○虐待受付担当

[氏名] 圓藤 志乃 [職名] 主任生活支援員

○第三者委員

[氏名] 大西 正之 [所属] 美馬市身体障がい者相談員

[氏名] 玉井 静代 [所属] 阿波市民生児童委員

(2) 行政機関その他の虐待防止受付機関

徳島県障がい者権利擁護センター	所在地:〒770-0005 徳島市南矢三町2-1-59 (徳島県障がい者相談支援センター内) 電話・FAX 番号:088-631-1188 受付時間:毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
阿波市障害者虐待防止センター	所在地:〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201-1 電話:0883-36-6812・FAX:0883-36-5158 受付時間:毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

11. 苦情の受付について(契約書第16条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00

○苦情解決責任者

[氏名] 前田 裕子 [職名] 管理者補佐兼就労支援課長(サービス管理責任者)

○苦情受付窓口(担当者)

[氏名] 圓藤 志乃 [職名] 主任生活支援員

○第三者委員

[氏名] 大西 正之 [所属] 美馬市身体障がい者相談員

[氏名] 玉井 静代 [所属] 阿波市民生児童委員

◆苦情受付ボックスと対応のご報告を玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

徳島県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地:〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2 電話番号:088-611-9988・FAX:088-611-9995 受付日・時間:毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
--------------------------	---

12.サービス利用説明書

作成日： 年 月 日

本サービス利用説明書は、契約書第4条ならびに第5条第1項に基づき、ご利用者に対して実施する具体的なサービス内容およびお支払いいただく料金等について定めたものです。

<利用者>

利用者氏名： 様／ 年 月 日生(歳)

利用者住所：

電話

緊急連絡先： 様(利用者との続柄)

住所

電話

<サービス提供施設>

事業所名：障がい者就労支援センターかがやき

(事業種類／就労継続支援B型事業)

事業所所在地：徳島県阿波市市場町香美字渡10番地1

電話:0883-36-7100 Fax:0883-36-7071

責任者(管理者)名：原 照 代

サービス管理責任者名：前田 裕子

<サービス実施内容>

利用者及び家族の支援に対する意向

支援の基本方針(総合的、長期的方針)

※具体的サービス内容は「個別支援計画」において定めます。

「個別支援計画」は利用時に聞き取りを行い他のサービス提供機関と連携を図り作成します。

年 月 日

指定障がい福祉サービス(就労継続支援B型事業)の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 障がい者就労支援センター かがやき
説明者職名
氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障がい福祉サービス(就労継続支援B型事業)の提供及び利用の開始に同意しました。

利用者住所 〒

氏名 印

保証人住所 〒

氏名 印